

カスティーリャにおける異端審問制の初期的展開

林 邦 夫

The Early Development of the Inquisition in Castile

Kunio HAYASHI

I

1480年9月27日、カトリック両王は2人のドミニコ会士フワン・デ・サン＝マルティンとミゲル・デ・モリーリョを異端審問官に任命し、ここにカスティーリャの異端審問制が成立した。本稿の目的はこの異端審問制の展開を、ユダヤ人追放が実施された1492年まで辿ることによって、カスティーリャの異端審問制の特質を明らかにすることにある。¹⁾ まず最初に異端審問所がカスティーリャの各地に設立されていく過程を年代順に追っていき、その活動の実際を見ていこう。

カスティーリャの最初の異端審問所はセビーリャに設立された。1480年10月9日のイサベルの書翰²⁾は、セビーリャの都市役人に対して異端審問の実施を妨げんとする暴動等の発生防止を命じ、11月9日の書翰³⁾は、異端審問官の到来を知ってグラナダ王国や諸侯領に逃亡する者がいることを述べ、諸侯に対してかかる者の受入れを禁じている。また同日付の別の書翰⁴⁾で、イサベルはセビーリャ、ヘレス、トレードの市参事会に対して、異端審問官の宿舍の準備、歓待、身体の安全に努めるよう指示した。12月27日には、異端審問官の職務遂行に対する妨害を防ぎ、彼らにあらゆる援助を与えるよう命じた書翰⁵⁾が、諸侯・国王役人・都市役人に示された。以上の王権による下準備の後、1481年1月2日、異端審問官は主にアンダルシーアの諸侯に対して、領内に逃亡したコンベルソの引渡しと、以後の受入れ禁止とを命じて⁶⁾本格的に異端審問に着手した。

それではセビーリャでどれ程のフダイサンテが処罰されたのであろうか。これについてはいくつかの史料が知見を与えている。まずパレンシアの『グラナダ戦争記』は、1485年の記述として「フェルナンドが1月29日にセビーリャに戻った。この前に19人の男女の異端者が公けに焚殺された。これによって異端審問所の設立以来、フダイサンテとして焚殺された者の数は500人に達した」と述べている。⁷⁾ カトリック両王時代の年代記としてセビーリャの異端審問について最も詳しい記述を残しているベルナルデスの『カトリック両王時代史』は、異端審問官は「1488年までに700人以上を焚殺し、2,000人以上と和解した」と記している⁸⁾が、この数字はパレンシアの数字と調和する。

一方、ベルナルデスの年代記と並び称されるプルガールの『カトリック両王年代記』には、コン

ベルソの多くがユダヤ教を信奉しており、「その中からいくつかの折に、300人の男女が焚殺され、他の多くの者が捕えられた」とある。⁹⁾ これはどの期間の数字か明記されていないが、年代記の記す最後の年である1490年までと考えるのが妥当であろう。だとするとこれはパレンシアやベルナルデスの数字とは著しく矛盾することになる。だが1520年の『聖なるセビーリャ教会の規約と規定』(*Estatutosy constituciones de la Santa Iglesia de Sevilla, Sevilla, 1520*)という書物には、セビーリャで1515年までに600人以上が焚殺され、6,000人以上が教会と和解したとあり、¹⁰⁾ この数字はプルガールの数字とむしろ調和する。

では別の史料はどうであろうか。バレーラの『カトリック両王年代記』は「現在までに、1,500以上が焚殺され、4,000人以上が和解したと考えられている」と述べ、次いで、後代の者の付加と判断されるが(バレーラは1488年没)、「1520年までにセビーリャとその大司教区内で4,000人以上が焚殺され、30,000人以上が和解した」と述べている。¹¹⁾ ここで「現在までに」というのは年代記の記す最後の年である1488年まで、と考えてよかろう。バレーラの年代記の数字はセビーリャ大司教区全体のものであるが、その中ではセビーリャの占める比重が大きかったと考えられるから、どちらかといえばパレンシア・ベルナルデス側の数字と調和する。

次にスニガの『セビーリャ年代記』の中に転写されている、異端審問所があったトリアナ(Triana)城の門に刻まれていたという文章がある。¹²⁾ これには「ユダヤ人とサラセン人の追放以後、1524年までに20,000人以上が不信心な異端の罪を誓絶し、異端に固執する1,000人近くの者が焚殺された」¹³⁾ と記されている。従来この数字は異端審問所の創設時から1524年までのものとされてきたが、この文章を素直に読めばその様にはとれない。¹⁴⁾ しかしユダヤ人の追放はアンダルシアについては1483年、カスティーリャ全体については1492年、サラセン人の追放は1502年だから、「ユダヤ人とサラセン人の追放以後、1524年まで」という表現は甚だ曖昧である。ユダヤ人追放についてはサラセン人追放と併記されていることから推して、やはり1492年の方を指すと考えるべきだろう。するとこの数字は少なくとも1492年以降の期間のものとなり、ベルナルデス、プルガールの何れの数字とも矛盾はしない。しかし焚殺された者の数は異端審問所が設立されてから10年以上経った時代とそれ以前とは、平均して後者の方がかなり多かったと想定することが許されるとすれば、この数字はベルナルデス側のものとよりよく調和するといえるだろう。

最後に、セビーリャの公証人原簿文書庫(Archivo de Protocolos de Sevilla)の公証人証書の欄外に1483年から1524年までの期間に亘って記された異端審問に関する書込み¹⁵⁾がある。これは判決の日付けを明記し、人数も大雑把ではなく、内容自体は信頼のおけるものと判断される。これによれば、この間に181人のフダイサンテの焚殺があり、706人が和解したことが知られる。しかしこの史料は肝心の1481・1482年の知見を欠いており、また記事の日付の分布からみて、必ずしも全事例を網羅している訳ではないと推定されるので判断の基準とすべきではなからう。

以上から、強いていうならプルガール側よりもベルナルデス側の数字の方が優勢だといえそうだが、諸史料の数字そのものの信憑性が明らかでなく、史料相互間の信頼度の比較もなし難いので、

ここでは史料の列挙と問題点の指摘に留めておきたい。

セビーリャの次に異端審問所が設置されたのはコルドバである。ここでは1482年に司教の要請によって、コルドバ、ハエン両司教区を管轄区域とする異端審問所が設立されたが¹⁶⁾ その活動について詳細は不明である。ただ『バリャドリード年代記』に、コルドバの異端審問所が1492年1月5日に「25人の男と7人の女、それに2人の故人を異端者だと判決し、彼らは同日生きながらにして焚刑に処せられた」という記事がある¹⁷⁾ のが目をはく。なお、1484年11月のセビーリャでの会議にハエンの異端審問官が出席しているので、この時点までにコルドバから独立した異端審問所がハエンに設立されていたものと思われる。¹⁸⁾

さて15世紀においてセビーリャと並ぶコンベルン問題の中心地であったトレードには、当然異端審問所が設置されねばならなかった。しかし強力なコンベルソの反抗を恐れたためであろうか、トレードは避けられ、まずシウダ＝レアルに1487年にトレード大司教区を管轄区域とする異端審問所が設立された。同年9月14日に30日期限の減免条令 (Edicto de Gracia, 期限内に自ら罪を申し出た者に罰を減免する条令) が発せられ、10月1日には最初の悔悛聴聞がなされた。10月14日に第2回目の30日期限の減免条令が布告され、その期限の切れた11月14日に最初の異端審問がなされた。¹⁹⁾

表1 シウダ＝レアルにおける異端審問件数 (1483-1485年)

	(A) フィータ	(B) デルガード＝メルチャン	(C) ベイナルト
1483年11月16日			4
17日			4
1484年 2月 3日	0	1 ⁽¹⁾	
6日	4	4	
14日	2	4 ⁽²⁾	
23日	26 ⁽³⁾	27 ⁽⁴⁾	
24日	42	46 ⁽⁵⁾	
28日			1
6月 2日	1	1	
14日	3	3	
10月26日	0	1 ⁽⁶⁾	
1485年 2月18日	1	1	
26日	1	1	
3月15日	66 ⁽⁷⁾	69 ⁽⁸⁾	
22日	1	1	
5月 6日	1	1	
計	148	160	9

- 〔註〕 (1) (A) では日付不明となっている。
 (2) 内2名は (A) では2月24日に含まれている。
 (3) 内1名は (B) にはない。
 (4) 内2名は (A) では1485年3月15日に含まれている。
 (5) 内2名は (A) では日付不明、4名は (A) にはない。
 (6) (A) では1485年10月26日となっている。
 (7) 内3名は (A) にはない。
 (8) 内5名は (A) では日付不明、2名は1485年10月26日となっており、1名は (A) にはない。

表2 シウダ＝リアルにおける異端審問の判決内容 (1483-1485年)

	焚 殺	肖 像 焼 却	遺 骨 焼 却	苔刑・ 追 放	誓絶・ 追 放	放 免	内 容 不 明
1483年11月16日						4	
17日						4	
1484年2月3日						1	
6日	3						1
14日	2	2					
23日	22		5				
24日	2	44					
28日	1						
6月2日						1	
14日	1		2				
10月26日				1			
1485年2月18日						1	
26日					1		
3月15日	8		58			3	
22日						1	
5月6日		1					
計	39	47	65	1	1	15	1

シウダ＝リアルではどれ程の処罰がなされたのであろうか。16世紀末にパラモ (L. a Paramo) は、2年間で52人が焚殺、220人の逃亡者が断罪、183人が和解した、と述べているが、²⁰⁾ 今日ではより詳細な史料が利用できる。それはフィータによって活字化されたアルカラ＝デ＝エナーレス中央文書庫 (Archivo General Central de Alcalá de Henares) の1史料である。²¹⁾ その内容は1483—1535年の間に審問をうけたシウダ＝リアルに住民279人をアルファベット順に排列し、判決内容・その日付などを記したものである。フィータは更にこれを日付順にまとめ直している。デルガード＝メルチャンは同じ史料を用いて、更に他の知見をも加えて、日付順に並べたリストを作成している。²²⁾ 両者の結果には異同があるので、双方を対照的に示し、更にベイナルトによって新たに明らかにされた知見²³⁾ を加えて作成したのが表1である。但しここでは異端審問所がシウダ＝リアルに存在していた期間に限定してある。次に表1の (B) (C) について、その判決内容を表示すると表2のようになる。

シウダ＝リアルの異端審問所は1485年5月24日にトレードに移転した。²⁴⁾ トレードにおける初期の異端審問については、フィータによって活字化された無名者の記録²⁵⁾ が詳しい。これによると、まず40日期限の減免条令が出され、この期限終了後にフダイサンテを知っている者に対して破門の威嚇の下に60日以内にそれを通告するよう命令され、これは更に30日間延長された。そしてこの期限が切れてから本格的な審問活動が始まった。²⁶⁾ 1486年2月12日に750人、4月2日に900人、6月11日に750人の和解、8月16日に25人、17日に2人の焚殺がなされ、10月15日には故人の異端者が公表された。12月10日に900人、1487年1月15日に700人、3月10日に1,200人の和解、5月7日に23人の焚殺、8日には故人の異端者の遺骨・肖像と逃亡者の肖像の焼却、1488年7月25日に37人の焚

殺、26日に100人以上の故人の異端者の公表と遺骨焼却、27日に3人の焚殺、1490年5月24日に31人の焚殺、11人の永牢処分、25日に400人以上の故人の異端者の公表と遺骨焼却、1人の焚殺がなされた。

この無名者の記録以外の史料として国立歴史文書庫 (Archivo Histórico Nacional) に存在するトレード異端審問所の審問記録のカタログがある。²⁷⁾ これは15-19世紀の間に審問にかけられた者の氏名をアルファベット順に並べ、審問期間・判決内容・原史料番号を記したものである。このリストの中のフダイサンテの項目²⁸⁾ から審問が1492年以前に終了する者を抽出すると230人 (内シウダ=レアルの住民は72人) となる。この内、判決内容が明示されている者を生者・故人・逃亡者に分けて表示すると表3のようになる。

表3 トレードにおける異端審問の判決内容 (1485-1492年)

	焚 刑	放 免
生 者	84 (17)	20 (1)
故 人	91 (45)	4 (1)
逃 亡 者	17 (8*)	0
計	192 (70)	24 (2)

[註] () 内はシウダ=レアルの住民の内数。
 ※ この内5名は後に捕えられ、焚殺された。

トレードに異端審問所が移転した1485年には、グワダルーペ (Guadalupe) とバリャドリードに異端審問所が設立された。グワダルーペの異端審問所は一時的なものであり、1485年中に7回の判決布告を行ない、53人の焚殺、25人の逃亡者の肖像焼却、46人の故人の遺骨焼却、その他多数の追放・財産没収処分を実施した。²⁹⁾ バリャドリードではコンベ

ルソの抵抗に遇って異端審問が中断されていたが、1488年9月6日カトリック両王はこれを軌道にのせるべく当地を訪ずれた。³⁰⁾ この結果9月29日、10月13日、11月20日と異端者が逮捕、1489年6月9日には最初の判決布告が行なわれ、18人が焚殺、4人の故人の遺骨が焼却された。³¹⁾ なお、1486年には独立していたことが知られるが、1516年以前にバリャドリードの異端審問所に併合されたものとして、メディナ=デル=カンポ (Medina del Campo) の異端審問所がある。³²⁾

1487年から1492年までの間に、クエンカ、シグエンサ (Sigüenza)、セゴビア、アビラ、ヘレス=デ=ラ=フロンテラに異端審問所の開設をみた。クエンカとシグエンサには1487・88年頃に別個に異端審問所が設けられたが、後にクエンカに統合された。³³⁾ クエンカ司教区文書庫 (Archivo Diocesano de Cuenca) 所蔵の異端審問史料についてのカタログから、1492年以前にフダイサンテとして審問をうけた者³⁴⁾ を抽出すると212人となるが、この内、判決内容が明示されている130人について生者・故人・逃亡者に分けて表示したのが表4である。

表4 クエンカとシグエンサにおける異端審問の判決内容 (1487・88-1492年)

	焚 刑	放 免	和 解	永 牢
生 者	25	12	7	1
故 人	73	7		
逃 亡 者	5			
計	103	19	7	1

次に、アビラの異端審問についての最も早い史料は、1490年8月27日のアビラの3人の異端審問官に対するトルケマーダの命令書³⁵⁾ であり、これから判断してアビラには1490年頃に異端審問所が設立されたものと思われる。

アビラのドミニコ会の修道院には1490年から1500年までに焚殺された102人のリストがあるが、この内12人が1492年までに処刑されている。この他に同じ修道院に1491年から1629年に亘る81人の和解者のリストがあり、この内1492年までの和解者は46人である。³⁶⁾ セゴビアについては1490年10月22日・23日の文書が異端審問所の存在を示しており、³⁷⁾ ヘレスについては1491年4月15日の文書に異端審問官の名が見える³⁸⁾ ことから、何れもその日付以前の遠くない時期に異端審問所が設立されたものと推測される。

以上見てきたように、1480年から1492年までにカスティーリャの各地に異端審問所が設立され、フダイサンテの処罰が着実に進行していった。かかる状況にコンベルソ側はどのように対抗していったのであろうか。次にこれを見ていこう。

- 1) 本稿は、拙稿「カスティーリャにおける異端審問制の成立」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文社会科学編』第31巻、1979年の続稿である。
- 2) 原文は、R. Carande y J. de M. Carriazo ed., *El Tombo de los Reyes Católicos del Consejo de Sevilla*, 4 tomos, Sevilla, 1929-1968, III, pp. 131 f.
- 3) 原文は、*ibid.*, pp. 129 f.
- 4) 原文は、*ibid.*, p. 112.
- 5) 原文は、*ibid.*, pp. 113-115.
- 6) この命令の原文は、B. Llorca ed., *Bulario pontificio de la Inquisición española*, Roma, 1949 [以下、*Bulario* と略記], pp. 49-59.
- 7) Alonso de Palencia, *Guerra de Granada*. Trad. de castellano por A. Paz y Méliá (*BAE*, t. 267), Madrid, 1975, p. 139 a.
- 8) Andrés Bernáldez, *Memorias del reinado de los Reyes Católicos*. Ed. y est. por J. de M. Carriazo, Madrid, 1963, cap. XLIV (p. 101)
- 9) プルガールの年代記には2つの版があり、これはカリアソ版にある記述である。F. del Pulgar, *Crónica de los Reyes Católicos por su secretario Fernando del Pulgar*. Ed. y est. por J. de M. Carriazo, 2 tomos, Madrid, 1943, cap. CXX. *BAE* 版には、自ら進んで罪を告白し、処罰を受け、教会に復帰した者が15,000人以上おり、そうしなかった者のうち「いくつかの折にいくつかの市や町で、2,000人以上の男女が焚殺された」とある。F. del Pulgar, *Crónica de los señores Reyes Católicos* (*BAE*, t. 70), Madrid, 1953, p. 332 a. 両版の数字の差異は、前者がセビーリャのみの、後者がカスティーリャ全体の数字を表わしているからだ、と推測される。なおマリネオ=シクロの年代記とマリアーナの年代記が、焚殺された者2,000人といっているのは、おそらく後者に依拠しているものと考えられる。Lucio Marineo Sículo, *Vida y hechos de los Reyes Católicos*, Madrid, 1943, p. 72; Juan de Mariana, *Historia general de España* (*BAE*, t. 31), Madrid, 1950, lib. XXIII, cap. XVII (p. 202 b)
- 10) A. Domínguez Ortiz, “Los conversos de origen judío despues de la expulsión,” *Estudios de Historia Social de España*, 3, 1955, p. 284; Id., *Los judeoconversos en España y América*, Madrid, 1971, p. 94.
- 11) Diego de Valera, *Crónica de los Reyes Católicos*. Ed. y est. por J. de M. Carriazo, Madrid, 1927, cap. XL (p. 124)
- 12) Diego Ortiz de Zúñiga, *Anales eclesiásticos y seculares de la muy noble y muy real ciudad de Sevilla*, Sevilla, 1677, año 1524, n. 3 (pp. 481 f.)
- 13) *Ibid.* “post Iudaeorum, et Sarracenorum expulsionem ad annum vsque M. D. XXIV, ... XX. M. haereticorum, et vltra nefandum hareseos crimen abiurarunt, necnon omnium fere M. in suis haeresibus obstinatorum... ignibus tradita sunt, et combusta.”

- 14) この点を指摘しているのはネタニヤフである。B. Netanyahu, *The Marranos of Spain from the Late XIV th to the Early XIV th Century*, New York, 1966, 1973², p. 267.
- 15) K. Wagner, "La Inquisición en Sevilla (1481-1524)," en *Homenaje al Profesor Carriazo*, III, Sevilla, 1973, pp. 444-453 に活字化されている。
- 16) H. C. Lea, *A History of the Inquisition of Spain*, 4 vols., New York, 1906-1908 rep. 1966, I, p. 544.
- 17) *Cronicón de Valladolid*. Ed. y anotado por D. Pedro de Baranda (*CODOIN*, XIII), Madrid, 1848, p. 187.
- 18) Lea, *op. cit.*, I, p. 548.
- 19) H. Beinart, *Records of the Trials of the Spanish Inquisition in Ciudad-Real*, I, Jerusalem, 1974, pp. xvi-xvii.
- 20) F. Fita, "La Inquisición de Ciudad-Real en 1483-1485," *Boletín de la Real Academia de la Historia* [以下, *BRAH* と略記], 20, 1892, p. 463.
- 21) *Ibid.*, pp. 466-481.
- 22) L. Delgado Merchán, *Historia documentada de Ciudad-Real (La judería, la Inquisición y la Santa Hermandad)*, Ciudad Real, 1907, pp. 217-225.
- 23) Beinart, *op. cit.*, p. 638.
- 24) トレードでは異端審問所設置以前には, 1481年5月12日のアルカラ (Alcalá) での教区会議でコンベルソと旧キリスト教徒との区別解消を図る決議がなされ (J. Sánchez Herrero, *Sínodos toledanos de los siglos XIV y XV*, Sevilla, 1976, pp. 117, 333, 335), 大司教カリーリョ (Alonso Carrillo) の下で両者の融合化政策がとられていた。
- 25) Fita, "La Inquisición toledana. Relación contemporánea de los autos y autillos que celebró desde el año 1458 hasta el 1501," *BRAH*, 11, 1887, pp. 292-309.
- 26) この間にラビが呼ばれ, シナゴークの会衆がフダイサンテについて知っているすべてを明らかにするまで, シナゴークを破門下に置くよう命じられた。このようにフダイサンテ摘発のためにユダヤ人が利用されたことはユダヤ人側史料からも知られる。A. Marx, "The Expulsion of the Jews from Spain," *Jew. Qua. Rev.*, 20, 1908, p. 256.
- 27) V. Vignau, *Catálogo de las causas contra la fe seguidas ante el Tribunal del Santo Oficio de la Inquisición de Toledo y de las informaciones genealógicas de los pretendientes a oficio del mismo*, Madrid, 1903.
- 28) *Ibid.*, pp. 158-234.
- 29) Fita, "La Inquisición en Guadalupe," *BRAH*, 23, 1893, p. 285. グワダルーペに修道院をもちコンベルソの成員の多かったヒエロニムス会はこの結果に驚き, 修道会独自の異端審問を実施した。José de Sigüenza, *Historia de la Orden de San Jerónimo*, 2 tomos (*Nueva BAE*, tomos 8 y 12), Madrid, 1907-1909, II, pp. 31 b-39 a. 審問の具体例については, F. Baer, *Die Juden im christlichen Spanien*, 2 Bde., Berlin, 1929-1936, II, nos. 403, 405; A. A. Sicroff, *Les controverses des statuts de «pureté de sang» en Espagne du XV^e au XVIII^e siècle*, Paris, 1960, pp. 77 f.; Id., "Clandestine Judaism in the Hieronymite Monastery of Nuestra Señora de Guadalupe," in I. A. Langnas ed., *Studies in Honor of M. J. Benardete*, New York, 1965; Beinart, "The Juduizing Movement in the Order of San Jeronimo in Castile," *Scripta Hierosolymitana*, 7, 1961 を参照。
- 30) Lea, *op. cit.*, I, p. 554; Pulgar, *Crónica (BAE)*, cap. C (p. 478 a). 9月6日という日付は, A. Rumeu de Armas, *Itinerario de los Reyes Católicos*, Madrid, 1974, p. 163 による。
- 31) *Cronicón de Valladolid*, pp. 176-180.
- 32) Lea, *op. cit.*, I, p. 550.
- 33) S. Cirac Estopañan, *Registros de los documentos del Santo Oficio de Cuenca y Sigüenza*, Cuenca-Barcelona, 1965, p. 26.

- 34) これは, *ibid.*, pp. 115-135 に散在している。
- 35) 原文は, Fita, "La Inquisición de Torquemada," *BRAH*, 23, 1893, pp. 415-417. この命令書は, 6人のコンベルソと5人のユダヤ人がキリスト教徒の子供を殺害したという, いわゆる「ラ=グワルディアの聖なる御子 (Santo Niño de La Guardia) 事件」に関するものである。この事件について詳細は, Fita, "La verdad sobre el martirio del Santo Niño de La Guardia, o sea proceso y quema del judío Juce Franco en Ávila," *BRAH*, 11, 1887; Lea, *Chapters from the Religious History of Spain*, Philadelphia, 1890 rep. 1967, pp. 437-468; Y. Baer, *A History of the Jews in Christian Spain*, 2 vols., Philadelphia, 1966, II, pp. 398-423 を参照。
- 36) この2つのリストはフィータによって活字化されている。Fita, "Sambenitos en el templo de Santo Tomás de Ávila," *BRAH*, 15, 1889, pp. 332-345.
- 37) Fita, "La Inquisición de Torquemada," pp. 392-394.
- 38) Hipólito Sancho, "Los conversos y la Inquisición primitiva en Jerez de la Frontera," *Archivo Iberoamericana*, 4, 1944, p. 609. なお, それ以前の同地における異端審問に関しては, この論文の他に, Fita, "La Inquisición en Jerez de la Frontera," *BRAH*, 15, 1889 を参照。

II

異端審問制の設立・展開を前にして, コンベルソ側が危機感を抱き, 抵抗したのは当然である。¹⁾ セビーリャでは異端審問官到着後に, セビーリャやその他の都市の有力なコンベルソが集まり, 異端審問官が彼らを抑えに来た場合には蜂起して彼らを殺害することを申し合わせ, それに必要な武器・人員・資金その他の割当てを行なったが, 計画は事前に発覚し, 首謀者のいくつかは焚殺された。²⁾ トレードでも同様な反乱計画があった。これは1485年の聖体の祝日(6月2日)に行列を襲って異端審問官やその他の有力な旧キリスト教徒を殺害し, 市を占領して王国に叛旗を翻す, というものであった。しかし計画は前日に露頭し, 陰謀に加わったコンベルソは捕えられ, 絞首された。³⁾

以上のような武力蜂起よりも消極的な抵抗として逃亡があった。既述の1480年11月9日のイサベルの書翰, 1481年1月2日の異端審問官の布告はコンベルソの逃亡の事実を明らかにしているが, 年代記にも逃亡についての記述がある。ベルナルデスの年代記は, セビーリャのコンベルソは異端審問の進展に驚き, 諸侯領, ポルトガル, ムーア人支配地へ逃亡した, ペストの流行によって市を離れることを許されると諸侯領へ移り, このうち多くがムーア人支配地へ行きユダヤ教徒に戻った, またポルトガルやローマに赴いた者もいた, と述べている。⁴⁾ プルガールの年代記は, コンベルソの多くはポルトガル, イタリア, フランスやその他の王国へ逃亡した, セビーリャ, コルドバやその他のアンダルシーア諸都市に4,000戸のコンベルソの世帯があったが, 逃亡のために人口減少が起きた, と記している。⁵⁾ この他の史料として, 1482年9月2日の徴税請負額軽減を求める総徴税請負人のセビーリャ市参事会への請願は, その理由の1つとしてコンベルソの徴税請負人の逃亡を挙げている。⁶⁾

以上は主にセビーリャについてだが, その他の都市についても, 既述のように肖像焼却という形で逃亡者の処罰がなされていることからみて, 逃亡があったことは確実であり, これが広汎な現象であったことが判る。しかし異端審問所が各地に設立され, 異端審問制が王国全体に拡大されてい

くにつれて、逃亡は次第に困難になっていったものと推察される。

さて、コンベルソによるその他の抵抗として、有力者への働きかけによって異端審問制の廃止、乃至その緩和を実現しようとする試みを指摘できる。その代表的事例として国務秘書プルガールの活動があった。まず彼の基本的立場を知るために2つの書翰を見ておこう。

第1の書翰⁷⁾は1478年のものと推定されているトレードの友人宛のものである。ここでプルガールはコンベルソを公職から排除したトレードの規定について、これは「自然の法に反する。何故ならずすべての者は1つの全体から生まれたが故に。同時にすべての者が群を成し、1人の羊飼いの下にあるように命じた神の法にも反する。とりわけ真の幸福への道を我々に照らす輝かしい愛の徳に反する」として批判を加える。

第2の書翰⁸⁾は1482年のものと推定されている枢機卿ペドロ・ゴンサーレス＝デ＝メンドーサ(Pedro Gonzalez de Mendoza)宛の書翰である。ここでは、コンベルソの居住を禁じたギプスコア(Guipuzcoa)の法令が取上げられている。彼はまず不毛な土地に住み、その息子たちの多くがコンベルソの召使いとなっているようなギプスコアの人々が、コンベルソ排除の法令を作ったことを嘲笑する。次いで、この法令が神の法に反するのみでなく、女王の許可なく作られたが故に女王にも背くものだ、と決めつけている。

以上2つの書翰から、プルガールが旧キリスト教徒によるコンベルソ差別を批判する立場に立っていたことは明白である。換言すれば彼はコンベルソ擁護の立場に立っていた訳で、その彼が異端審問制にも批判的であったのは当然である。彼の批判は枢機卿宛の別の書翰⁹⁾において展開されている。

この書翰で彼は最初にユダヤ教に固執するフダイサンテの愚かしさを指摘し、イサベルがキリスト教君主として当然のことは行なっているとして、一応王権側の行為を承認する。しかしその後で、少数の再転宗者については処罰が適当だが、それが多数の場合には処罰は困難であり危険ですらある、という。彼はドナトゥス派に対する寛大な措置を説いたアウグスティヌスの書翰、「七たびを七十倍するまで」赦せというイエスの言葉(『マタイ伝』18章22節)、「あくまで寛容な心でよく教えて、責め、戒め、勧めなさい」というパウロの言葉(『テモテ後書』4章2節)、エジプトを出てから何度も罪に陥ったイスラエルの民を神がその都度赦した事実、を根拠としてフダイサンテに対する寛容な措置を説く。それからアンダルシアのコンベルソがフダイサンテとなる原因は、そこの旧キリスト教徒が悪しきキリスト教徒であるからだとして、優れた人々を派遣し、彼らの模範的生活と教義の言葉とによってフダイサンテを徐々に改心させ、帰順させることを提案している。

さて、この書翰はプルガールの身の上に如何なる結果をもたらしたのであろうか。カリアソはプルガールが1477年10月から1478年6月30日の間に宮廷から退去したとしており、その原因として、彼が初めて活字化したこの書翰をもち出す。つまり、この書翰によってプルガールが政府の行為に深刻な批判を加え、当時の意見の強力な趨勢に対抗したがために、宮廷退去を命じられた、というのである。¹⁰⁾だとするとこの書翰の執筆時期は1478年6月30日より前ということになる。そしてこ

の時点ではまだ1478年教書すら出されていないのだから、彼が批判した政府の行為とは異端審問制設立に向けての準備ということになる。カリアソの説を矛盾なく解するには、こう考える以外にない。

これに対してカンテラ＝ブルゴスは、この書翰は異端審問が実際に開始された1481年1月以降に執筆されたとし、年代的にみてこの書翰が宮廷退去の原因ではあり得ないし、またこの退去が強制的なものであったという証拠は何もない、と反論している。¹¹⁾

ここでの問題は、この書翰の執筆時期である。カンテラ＝ブルゴスは執筆時期の推定根拠を明示しておらず、いわば自明のこととして呈示しているが、この書翰の内容自体からみて、その執筆時期が異端審問制の設立の前か後かを判断することは必ずしも容易ではない。しかし異端審問所の顧問(asesor)であったメディナ(Juan Ruiz de Medina)の名が見えることからして、やはり少なくとも異端審問官任命が行なわれた1480年9月27日以降に執筆されたと見做すのが妥当であろう。だとすると年代的にみて、この書翰が宮廷退去の原因ではないことになる。しかし退去以前にプルガールがこの書翰に表明されているような見解を抱いていたことは疑う余地があるまい。それ故彼が異端審問制設立に反対する言動を宮廷内で行なっていたことは十分考えられる。そしてこのために彼は宮廷退去を命じられたのではあるまいか。プルガールは宮廷内での王権への働きかけが奏功せずに退去を命じられてから、今度はイサベルに大きな影響力をもっていたとされる枢機卿を通じて、王権への働きかけを企てたのではなかろうか。宮廷退去後も王権への働きかけを図るプルガールが、その目的にとって最も都合な宮廷という場を自らの意志で退いたとは考えにくい。そこには異端審問制への批判を封じつつ、強力にその設立・推進を図る王権の意志が働いていたと見做すべきであろう。このように考えれば、枢機卿を通しての働きかけが、その後の事実経過から明らかになように成功しなかったことは当然であった、といえる。

コンベルソによるその他の有力者への働きかけとして、ローマに逃亡したコンベルソによる教皇への働きかけがあった。当時の教皇庁の状態からして、教皇がコンベルソの財力に動かされたのは当然であり、ここに異端審問制をめぐる王権と教皇との確執が展開されていくことになる。

- 1) コンベルソの抵抗について詳しく検討しているのはリョルカである。Llorca, "La Inquisición española y los conversos judíos o "marranos"," *Sefarad*, 2, 1942; Id., "Los conversos judíos y la Inquisición española," *Sefarad*, 8, 1948. しかし彼はコンベルソを国家的宗教的一体性を積極的に破壊する危険な存在として捉える立場に立っているため、コンベルソの抵抗をむしろ異端審問制への攻撃として捉える傾向が見られる。
- 2) この陰謀については或る文書が伝えているが、それには3つの写しがあり、それぞれ下記に活字化されている。Fita, "Los conjurados de Sevilla contra la Inquisición en 1480," *BRAH*, 16, 1890, pp. 452-455; D. J. M. Montero de Espinosa, *Relación histórica de la judería de Sevilla*, Sevilla, 1849, Valencia, 1978, pp. 36-38; Fita, "Los conjurados de Sevilla en 1480. Relación de Cristóbal Núñez," *BRAH*, 16, 1890, pp. 557-559. 内容は大差ないが、列挙した順に詳しい。なお、Bernáldez, *Memorias*, cap. XCIV (pp. 99f.) をも参照。
- 3) Fita, "La Inquisición toledana," p. 293.
- 4) Bernáldez, *Memorias*, cap. XLIV (pp. 100 f.)

- 5) Pulgar, *Crónica (BAE)*, cap. LXXVII (p. 332). その他の年代記史料として, Palencia, *Guerra de Granada*, p. 87; Valera, *Crónica*, cap. XL (p. 124); Marineo Sículo, *Vidas y hechos*, p. 72 を参照。
- 6) J. de M. Carriazo, "La Inquisición y las rentas de Sevilla," en *Homenaje a Don Ramón Carande*, II, Madrid, 1963, p. 101.
- 7) 原文は, F. del Pulgar, *Letras (Clásicos castellanos, t. 99)*, Madrid, 1958, pp. 63-69.
- 8) 原文は, *ibid.*, pp. 137 f.; F. Cantera Burgos, "Fernando del Pulgar y los Conversos," *Sefarad*, 4, 1944, pp. 297-300.
- 9) 原文は, Carriazo, "Estudio preliminar," en F. del Pulgar, *Crónica (Carriazo)*, pp. XLIX-LI 及び Cantera Burgos, "Fernando de Pulgar," pp. 303-310. 但し後者の方がよい。なお, この書翰には無名者による批判とそれに対するプルガールの回答があるが, 本稿の主題とは直接関係がないので立入らない。差当り, Carriazo, "Estudio preliminar," pp. LIII-LVII; Cantera Burgos, "Fernando del Pulgar," pp. 311-327 を参照。このプルガールと無名者との論争を含めて, 異端審問制設立の是非をめぐる当時3つの論争があった。これについては, Tarsicio de Azcona, *Isabel la Católica*, Madrid, 1964, pp. 397-401; Id., "La libertad religiosa en tiempo de los Reyes Católicos," en *Simposio "Valdés-Salas"*, Oviedo, 1970, pp. 36-39 を参照。
- 10) Carriazo, "Estudio preliminar," pp. XXXVII, LVIII.
- 11) Cantera Burgos, "Fernando del Pulgar," pp. 327-329.

III

王権と教皇との対立は, 1482年1月29日の教皇シクストゥス4世のカトリック両王宛親書¹⁾によって開始された。この親書はまず王権に異端審問官任免権を与えた1478年11月1日の教書について次のように述べる。「この〔教書〕の発布を汝らの名において切望した者のために次のようなことが起った。すなわち, この文書の主旨が, そうあるべきが如くに十分かつ明細にではなく, 大雑把かつ乱雑に彼らから余に示されたがために, その文書が一般的慣例に反して発せられてしまった。」²⁾ 次いでセビーリャの2人の異端審問官についての批判に移る。彼らは, 「無思慮に法の定めを遵守せずに審理を行ない, 多くの者を不当に投獄し, 恐るべき拷問にかけ, 不当に異端者であると宣告し, 財産を奪い, 処刑した。」³⁾ そこで他の多くの者は恐怖に駆られて逃走し, 迫害を免れるために教皇座に避難した。そして「前述の異端審問官によって彼らに加えられた様々な被害が添付された上訴状を余に提出した。」⁴⁾ こうしてローマに逃亡してきたコンベルソの訴えがこの親書の契機となったことを明らかにした後に, 2人の異端審問官に対する措置について, 「ミゲルもフワンも〔異端審問官として〕不適格であると非難さるべきだとは, 従って汝らによってなされた彼らの任命が非議さるべきだとは余には思われなかった。」⁵⁾ と述べる。つまり両者には過失はあるが, 異端審問官として不適格であるとまではいかないので在任させておき, 王権による彼らの任命を承認する, というのである。だが教皇は現状をそのまま是認した訳ではない。何故なら「かかる〔異端審問に対する〕苦情を今後防止するために, 法の定めに従い, 異端審問官とその地の任所司教とによって同時に審理がなされるべきこと」⁶⁾ を命じているからである。

教皇はこの親書によって何を企てたのであろうか。教皇と王権との関係は, カスティーリャのいくつかの司教座の叙任問題, 聖職禄に関する教皇側の財政的要求によって1479年8月以来悪化して

いた。⁷⁾ かかる状態において、教皇は異端審問制が王権の主導下に行なわれているのを見て、これに介入することを考えたであろう。そこに都合よくローマに逃亡してきたコンベルソからの訴えがあり、教皇はこれを利用して介入を図った。その表われがこの親書であると考えられる。

さて、この親書は1478年教書が「一般的慣例に反して発せられてしまった」としているが、これは従来の中世的異端審問制の慣例とは異なって、王権に任免権が与えられたことを示す、と考えてよかろう。⁸⁾ それではここで王権への任免権授与は取消されたのであろうか。教皇はできればそれを望んでいたであろうが、この親書にはかかる文言は見当らない。仮に取消されたとするなら、2人の異端審問官の任命そのものが無効であったことになり、改めて教皇によって任命がなされるべきなのにそうされていない。従って王権への任免権授与は一応そのままにして置かれた、と見做すのが妥当である。異端審問制が設立されてから既に1年以上が経過しており、一定の既成事実が積み重ねられていた。もしここで異端審問官の任命が無効であったとすると、その間の事実をどう処理するのかという困難な問題が出てくる。教皇はそれを避けるために敢えて任免権授与の取消しを行なわなかったのだ、と推測される。

しかし教皇はこの親書において、教皇の異端審問制への影響力を強めるために2つの措置をとった、といえる。第1は、王権による2人の異端審問官の任命を吟味し、それを承認することによって、王権のもつ任免権が無制約なものではなく、任免権授与者たる教皇の意志に従属するものであることを明らかにしたことである。第2は、異端審問官に対して教会法の遵守と司教との協力を命じていることである。教皇は前者によって、王権の任免権が絶対化して人事面での教皇の介入が不可能となるのを防ぎ、後者によって、俗権の任命した異端審問官が教皇を頂点とする既存の教会組織とは全く別個の独立した存在となるのを防ごうとしたのだ、といえよう。

次いで教皇は、1月31日の教書⁹⁾において教会法遵守と司教との協力を再び命令した後に、カトリック両王に対して異端審問官や司教に援助と恩顧を与えるよう促しているが、これは王権を異端審問制を上から指導する地位から、単に側面からそれを援助するにすぎない地位へと引下げることの意味しており、王権の立場の一層の弱体化を狙ったものと考えられる。

更に2月11日の教書¹⁰⁾で教皇は、カスティーリャの広さを考えると現在の異端審問官のみでは適切に異端を抑えることができないとして、ドミニコ会副会長の提示した彼自身を含む8人のドミニコ会士を異端審問官として任命した。これは王権のもつ任命権を無視してなされた任命であり、王権に対する掣肘を今一步押し進めたものだ、といってよい。これによって形式的にはともかく実質的には、王権のもつ任命権は無効になった、といえよう。事実、その後は王権による任命は行なわれていないのである。

こうして教皇側の一連の動きによって激化していった教皇と王権との対立は、司教叙任問題と聖職禄問題が1482年7月3日の政教協定によって一応の結着をみて以来¹¹⁾ 鎮静化しつつあった、と推定される。かかる状況の中でイサベルは自筆の書翰を教皇に送った。この原文は現存しないが、これの返書に相当する1483年2月23日の親書には、「汝は新改宗者の問題に関わることは、すべて

任命された異端審問官たちにのみ委ねらるべきことを望んでいる」¹²⁾ という一節があり、その回答として、これは重大な問題なので枢機卿たちに検討を委託したとあるが、イサベルの要望の具体的内容はこれのみでは不明である。しかし5月25日のカトリック両王宛の教書は「〔異端審問の〕上訴裁判権を保持することは教皇の職務に属することではあるが、汝らの信仰の誠実さと教皇庁への献身とに感謝していることを知って貰うために、異端審問訴訟の上訴裁判官としてセビーリャ大司教を余の代わりに任命する」¹³⁾ と述べている。これから判断して、イサベルの要望は従来教皇がもっていた上訴裁判権に関するものであった、と考えられる。イサベルは教皇が上訴裁判権を放棄して、コンベルソの訴えを取上げないことを要求し、国内の異端審問官のみで異端審問が完結する体制の樹立を図ったのであろう。そして教皇への上訴の道を断つことによって、異端審問制の教皇権からの相対的独立化を求めたのだ、と思われる。これに対し教皇は、イサベルの要望を完全には満たさなかったが、カスティーリャ国内の第三者に上訴裁判権を与えることによって一定の譲歩を行なったのだ、といえよう。

だがこうした譲歩とは裏腹に、教皇は8月2日には異端審問の進展に重大な障害を与えかねない内容の教書を作成せしめた。この教書はまず異端審問制の設立からの変遷を大司教への上訴裁判権授与に至るまで辿り、次いで「異端と背教の罪で告訴されたり、有罪と宣告されたりしたセビーリャの都市や教区の市民の多くは、内赦院から或いは余の特別乃至明白な命令によって発給せられた、かかる告訴と罪に関する様々な赦免書を獲得した」¹⁴⁾ が、異端審問官や司教によってそれが無視されていると述べ、彼らに対して自ら進んで罪を告白した者はもとより、異端者として公表され不在のためにその肖像が焼却された者からでさえも、「密かにその誓絶をそれぞれに受入れ、彼らに赦免の恩恵を与え、赦免書の内容通りに取計らうこと」¹⁵⁾ を命じている。この教書からは、コンベルソに対して教皇が赦免書を、勿論金銭と引換えにであろうが、与えていたことが判明する。かかる赦免書が実効をもてば、異端審問制そのものが根底から揺らぐことになりかねないから、異端審問官は当然これを黙殺していたと考えられる。そこで教皇は赦免書の実効化を図ってこの教書を作成せしめたのであろう。

しかし8月13日にはフェルナンド宛の親書において、異端審問を受けた者から多くの残酷な行為が説明されたので「余は慈悲に動かされて或る教書〔の作成〕を命じ、それを人念に検討すべく何人かの者に委ねた。しかし更により詳細な検討が必要であり、またそれが余の十分な意志に基づいて吟味されていないのでそれを留保し、直ちに余のもとへ送るよう命じた」¹⁶⁾ と述べている。文意から推してこの「或る教書」が8月2日の教書を指し、これが留保されたのだ、としてほぼ間違いなからう。この教皇側の変化には、それを国王に通知していることからみて、王権側の圧力が働いていた、と推察される。

こうして王権側は上訴裁判権問題で教皇の譲歩を引出し、赦免書問題で教皇の思惑を一応阻むことに成功して、自らに有利に局面を展開していったが、王権の立場を一層強化したのは、異端審問長官 (Inquisidor general) 職の設置と異端審問会議 (Consejo de la Suprema y General Inquisici-

ón) の創設であった。

- 1) 原文は, *Bulario*, pp. 59-63. カスティーリャの異端審問制をめぐる教書・親書・国王書翰は, リョレンテ, フィータ, リーなどによって活字化されてきているが, これらはリョルカによって *Bulario* として集大成されているので本稿では専らこれから引用する。なお以上の一連の教書・親書などについて全般的に下記の諸文献を参照。J. A. Llorente, *Memorial histórico sobre cuál ha sido la opinión nacional de España acerca del Tribunal de la Inquisición*, Madrid, 1812, 1977 ed. (Paris), pp. 76-84; Llorca, *La Inquisición en España*, Barcelona, 1936, pp. 95-113; M. de la Pinta Llorente, *La Inquisición española*, Madrid, 1948, pp. 35-43; Azcona, *Isabel*, pp. 402-404; L. Suárez Fernández, *Historia de España*, t. XVII (II), Madrid, 1969, pp. 216-221.
- 2) *Bulario*, p. 61. “opera tamen eius, qui tunc litterarum earundem expeditionem nomine vestro solicitabat, evenit ut ipsarum tenore non plene et specificice, ut decebat, sed in genere et confuse nobis ab eo exposite littere ipse contra...communem observantiam expedite sint.”
- 3) *Ibid.*, p. 61. “inconsulte et nullo iuris ordine servato procedentes, multos iniuste carceraverint, diris tormentis subiecerint et hereticos iniuste declaraverint ac bonis spoliaverint qui ultimo suplicio affecti fuere.”
- 4) *Ibid.*, p. 62. “interpositas a variis et diversis eis per dictos Inquisitores illatis gravaminibus appellationes...nobis presentaverint...”
- 5) *Ibid.*, p. 62. “ne eosdem Michaellem et Johannem ut minus idoneos...reprobasse, et consequenter eorum nominationem per vos factam damnasse videremur...”
- 6) *Ibid.*, p. 62. “iuxta iuris dispositionem per Inquisitores et locorum Ordinarios insimul...esse procedendum.”
- 7) Azcona, *Isabel*, p. 403.
- 8) ここではその原因が国王使節に帰せられており, 恰かも任免権授与が教皇の本意ではなかったかのような表現をしている。しかしこれは後から考えついた口実にすぎないというべきであろう。もし本意でなかったとするなら, この教書発布後3年以上, またその教書に基づく異端審問官任命からでも1年4カ月も経ってから, かかる教書を発するのは余りにも不自然であるといわざるを得ない。
- 9) この教書の原文は現存しないが, 次註の2月11日の教書の中にその内容が要約されている。*Bulario*, p. 65.
- 10) 原文は, *ibid.*, pp. 63-66.
- 11) Azcona, *Isabel*, p. 440.
- 12) *Bulario*, p. 80. “Quantum vero attinet ad negotium neofitorum, quod solum Inquisitoribus deputatis demendari velles...”
- 13) *Ibid.*, p. 89. “quamquam ad nostrum officium in primis pertineat ius ipsum tueri et preservare, tamen ut intelligeretis quam grata sit nobis vestre fidei sinceritas et maxima in hanc Sanctam Sedem devotio...Judicem appellationum in causis predictis... Archiepiscopum Hispalensem... loco nostri deputantes...”
- 14) *Ibid.*, pp. 96 f. “quamplures ex civibus civitatis et diocesis Hispalensis..., qui de crimine heresis et apostasie erant diffamati sive culpabiles inventi...diversas litteras super huiusmodi diffamationibus et culpis absolutorias...a penitentiaria nostra vel speciali vel expresso mandato nostro emanatas obtinuerunt...”
- 15) *Ibid.*, p. 99. “ad secretam abiurgationem eorum respective capiant, eisque...de absolutionis beneficio et de contentis in ipsis litteris maioris penitentiarii...provideant...”
- 16) *Ibid.*, pp. 103 f. “ordinavimus quandam Bullam...quam diligenter examinandam nonnullis commisera-mus. Cum autem indigeat adhuc acuratori examinatione, et nondum secundum mentem nostram plenam digesta sit, ordinavimus et mandavimus illam retineri, et ad nos statim remitti...”

IV

王権と教皇との間の係争問題のうちでまだ異端審問官任免権問題が曖昧なままになっていた。教皇が1478年教書を「一般的慣例に反して発せられてしまった」とした以上、王権は自らが再び任免権を行使することは事実上不可能であることを悟っていたに違いない。しかし教皇が任免権を行使すれば、任免権には当然命令権が付随しているから、教皇の異端審問制への介入を強めることになる。王権はかかる事態を是否とも回避したいと考えていたであろう。そこで王権が考えついたのが、教皇、王権以外の第三者が任免権を把握することであり、そのために設定されたのが、異端審問長官という職位であった。異端審問長官となる第三者は、対立する王権と教皇の仲介者として何れの側にも好都合な人物でなければならなかった。かかる条件に最も適う人物として選ばれたのが、カトリック両王の聴罪司祭であり、また1482年2月11日に教皇が任命した8人の異端審問官の1人でもあった、セゴビアのサンタ＝クルス (Santa Cruz) 修道院長トマス・デ・トルケマーダ (Tomás de Torquemada) であった。

彼のカスティーリャの異端審問長官への任命が、いつ、如何にしてなされたかについては任命状が現存していないので不明である。しかし1483年10月17日のトルケマーダ宛の親書において、教皇はカトリック両王の要請に基づいて彼をアラゴンの異端審問官に任命し、「この職位に汝が任命し、代用させるべきだと見做したすぐれた神学博士たちによって汝がその職位を行使し得ることを汝に許諾する」¹⁾と述べている。これはトルケマーダがその職務を彼が任命した何人かの人々によって遂行することを認めたものであり、異端審問長官という名称こそ用いられていないが、実質的には彼をそれに任命したものと解することができる。²⁾ 教皇は、既にドミニコ会主導型の中世的異端審問制の存在していたアラゴンについてよりも、それがなかったカスティーリャについて、より王権に譲歩し易かったので、トルケマーダはまずカスティーリャの異端審問長官に、次いでアラゴンのそれに任命された、と考えるのが自然であろう。³⁾ その際やはりアラゴンの場合と同様に、任命は王権側の要請に基づいていたとして間違いなからう。

王権はこうして任免権を教皇から異端審問長官に移すことに成功したが、異端審問長官の任命が教皇によってなされている以上、彼はその命令権下にあるといえ、異端審問制への教皇の介入を可能な限り排除せんとしていた王権は、かかる状態を改変する必要があった。また一方では1480年のセビーリャでの異端審問所設置後、1482年にはコルドバに異端審問所が設置され、そしてその後も各地に異端審問所が設置されていく状況にあったため、これらの異端審問所を統轄する中央組織が必要であった。そこで1483年に設立されたのがトレケマーダを長とする異端審問会議であった。⁴⁾ この会議は國務会議 (Consejo de Estado) などと同じような中央行政組織であり、王権はこうして異端審問長官を自己の支配下に組込むことによって、彼に対する実質的命令権を獲得した、といえる。

1484年11月カトリック両王の命令によって、トルケマーダを初めとする異端審問会議の成員と、セビーリャ、コルドバ、ハエン、シウダ＝レアルの異端審問官とがセビーリャに集まり会議を開い

たが、その決定が11月29日にトルケマーダによって28項にまとめられた。いわゆる「セビーリャ指示書」(Instrucciones de Sevilla)⁵⁾である。その内容は殆んどが異端審問実施に関しての規則であり逐一見る必要はないが、ただ21項で王領地におけると同様に諸侯領においても異端審問を実施すべきことを命じており、異端審問制を王国全体に限なく押し及ぼそうとする王権の意図が明瞭に表白されていることを指摘しておきたい。トルケマーダはこの指示書の補遺として、12月6日に14項から成る指示書⁶⁾、1485年1月に14項から成る指示書⁷⁾を發布している。1488年にはセビーリャ会議と同様な会議がバリャドリードで開かれ、10月27日に15項から成る「バリャドリード指示書」(I. de Valladolid)⁸⁾が作成された。この会議はカトリック両王の臨席の下に開催されており、王権の異端審問会議への関与が一段と強まったことが窺われる。

さて、教皇シクストゥス4世は1484年8月12日に死去し、後をインノケンティウス8世が襲ったが、彼は1485年2月3日のトルケマーダ宛の教書において、シクストゥス4世がトルケマーダをカスティーリャ及びアラゴンの異端審問長官に任命したと述べ、その任命を確認し承認するとして後に、「汝を改めて前記の諸王国において、シクストゥスが汝に与えたのと同じ権限とともに異端審問官に任命する。前記の文書〔任命状〕はあらゆる点において更新する。そして適当な学識がある他の聖職者を汝が必要と思うだけしばしば採用し、代理を命じ、被採用者を解任し、また同様にその他の適当な者に彼らの代理を命ずる完全で自由なあらゆる種類の権限を汝に与える。彼らは任所司教とともに進めらるべきかかる業務において、汝と同等の裁判権・権限・権能をもってその任を果たす⁹⁾」と述べている。これを1478年教書と比較すると、権限の範囲がスペイン全体に及んでいる点、任所司教との協力が明示されている点などの相違点が見られるが、与えられている権限の内容は全く同一であるといつてよい。¹⁰⁾ ここにおいて、かつて王権に与えられた異端審問官任免権は、王権から異端審問長官に移されたことが確認できる。

しかし異端審問長官への任免権授与の事実が徹底しなかったためであろうか、1486年3月24日のトルケマーダ宛の教書では、1485年2月3日の教書の内容が繰返されている。この教書で注目すべきはトルケマーダに与えられた罷免権が「教皇座によって任命されたのではない如何なる異端審問官をも、彼らに委託された異端審問官職から解任する権限¹¹⁾」と表現されていることである。これはトルケマーダのもつ罷免権が、彼が任免権を授与される以前に既に異端審問官となっていた者には及ばないことを示している。この規定はかかる異端審問官が直接教皇から任命されたという点ではトルケマーダと同じ地位にあり、彼によって任命された異端審問官とは同列に扱えないことから設けられたのであろう。異端審問長官が全国的権限を確立していく過程で、古参の異端審問官との確執を余儀なくされたことは推察に難くない。この教書で更に注目すべきは、新たにトルケマーダに上訴裁判権が与えられていることである。「余はもし汝によって任命された、或いは委託された異端審問官から上訴がなされた場合は、余にではなく汝になさるべきことを望む¹²⁾」という一節がこれを示す。トルケマーダへの上訴裁判権の授与は1487年9月25日の彼宛の親書¹³⁾においてより明瞭・詳細に述べられ、再確認されている。こうして任免権問題と上訴裁判権問題は、それを異

端審問長官に与えることで解決をみた。王権にとって残された問題は赦免権の行使という形での教皇の介入であった。

1482年8月2日の教書は、既述のように8月13日の教書によって留保されたが、これによって赦免書の発給停止や無効化が実現した訳では勿論ない。王権はこの問題について以下のような対策を講じていく。1484年10月12日のおそらくローマの国王使節に与えた覚書¹⁴⁾は、トルケマーダやその他の異端審問官は聖俗を問わずすべての者を、たとえ彼らが教皇によって免除特権を与えられていようとも、処罰し得るとして異端審問官の権限を確認した後に、異端者が異端審問を免れるために教皇から教書を手に入れようとしているが、教皇がかかる教書を与えないよう請願することとし、また多くの異端者が異端に固執する意図をもって内赦院から聴罪書 (confesionales) や命令書 (provisiones) を獲得し、これによって赦免されたように装っているが、教皇はかかる書類を無効にするのが適当である、と述べている。こうして教皇庁へ働きかけていく一方で、国内でも同様な措置をとっていく。既述の1484年12月6日の指示書の第3項からは、かつて教皇シクストゥス4世が異端審問制を損うような勅答書 (rescriptos)・教書・聴罪書 (confesionarios) を発したので、王権がかかる文書の執行を妨げるような命令を出すことを異端審問長官に命じたことが判る。¹⁵⁾ 12月15日の王令では、かかる書類を用いた者は、それが王権の承認をうけていない限り、死罪及び財産没収に処せられる、としている。1485年7月29日には、王権は、己れの罪から身を守るために教書・勅答書・命令書・聴罪書を得ている者がいるが、教皇の意図が確認されるまでかかる書類を留保する、という内容の回状を教会当局に送っている。¹⁶⁾

こうした王権側の姿勢に影響されて、暫くして教皇側が譲歩を見せてくる。1487年11月10日に教皇は異端審問官に対して「内赦院によって今まで発給せられた如何なる者のための書類にも拘らず」、「異端や背教の罪に汚れたすべての者に対して、たとえそれが密かに誓絶している者であっても、汝らに委ねられた異端審問の職権を自由に行使できることを許す」¹⁷⁾ という内容の教書を出している。この教書は赦免書の無効化を宣告したものであり、教皇側の姿勢の大きな転換を示している。しかしかかる無条件の赦免書無効化が混乱をもたらすことを惧れたのであろうか、11月27日にはやや後退して、赦免書によって身を護りたいと思う者が現われたら、その赦免書かその写しを教皇に送り、その者の罪状についてできるだけ速やかに報告すること、回答が与えられるまで訴訟は中断するべきこと、を異端審問官に命じている。¹⁸⁾ そして1488年5月17日の教書は、¹⁹⁾ この教書が公表されてから1ヶ月以上経過したならば、赦免書を手に入れている如何なる異端者をも再転宗者であると判決できる、と述べている。この教書によって1ヶ月の期限付で赦免書の無効化が宣告された訳であり、こうして赦免書問題も王権側に有利な一応の結着をみたのである。

1) A. de la Torre, *Documentos sobre relaciones internacionales de los Reyes Católicos*, I, Barcelona, 1949, p. 388. "indulgemus, ut idem officium, per idoneos...magistros, quos ad id deputandos ac substituendos duxeris, ...exercere possis..."

2) この親書は1483年12月頃のものとして推定されているアラゴンの異端審問官任命のための書式の中に挿入さ

- れている。この書式ではトルケマーダの肩書は、はっきりと異端審問長官 (*generalis inquisitor*) となっている。
- 3) スワレス＝フェルナンデスは通説とは逆にトルケマーダはまずアラゴンの、次いでカスティーリャの異端審問長官に任命された、そしてそれは1484年のセビーリャ会議が開催された時に、王権自身によってなされた、という説を唱えている。L. Suárez Fernández, “Una cuestión dudosa: El nombramiento de Torquemada como Inquisidor General,” en *Homenaje a Jaime Vicens Vives*, II, Barcelona, 1967, pp. 634 f. これにはいくつかの反論を加え得るが、後述のように1485年2月3日の教書が、シクストゥス4世がトルケマーダをカスティーリャとアラゴンの異端審問長官に任命した、と述べている事実を挙げれば十分であろう。
 - 4) 最初の成員はトルケマーダの他に、シチリアのマツァラ (Mazara) 司教、それに2人の法学博士であった。Lea, *op. cit.*, I, p. 173.
 - 5) 原文は、E. Schäfer, “Die älteste Instruktion-Sammlung der spanischen Inquisition,” *Archiv für Reformationsgeschichte*, 2, 1904, S. 1-38.
 - 6) 原文は、Lea, *op. cit.*, I, pp. 571-575.
 - 7) 原文は、*ibid.*, pp. 576-578.
 - 8) 原文は、Schäfer, “Die älteste Instruktion-Sammlung,” S. 38-51. 以上4つの指示書、1498年の26項から成る「アビラ指示書」(I. de Ávila), 1500年6月の異端審問長官ディエゴ・デサ (Diego Deza) による短かい付加条項は、1561年の異端審問長官フェルナンド・バルデス (Fernando Valdés) による「新指示書」(I. Nuevas) に対して、「旧指示書」(I. Antiguas) と総称される。
 - 9) *Bulario*, p. 111. “teque de novo inquisitorem in regnis...predictis cum eisdem facultatibus, quas tibi idem Sixtus...concesserat...deputamus, litterasque predictas in omnibus et per omnia innovamus ac tibi alias ecclesiasticas personas idoneas litteratas...totiens quotiens opus esse cognoveris assumendi et surrogandi et assumptos amovendi ac alios similiter qualificados eorum loco surrogandi, qui pari iurisdictione, facultate et auctoritate, quibus tu fungeris in huiusmodi negotio una cum Ordinariis locorum procedendo fungantur, plenam, liberam, et omnimodam concedimus facultatem.”
 - 10) 念のため1478年教書でカトリック両王に与えられた権限の内容の部分を訳出しておく。「汝らが適切と思うだけしばしばかかるふさわしい者を採用し、被採用者を解任し、彼らの代わりに他の者を代理に命ずる権限を汝らに与える」。“Nos enim vobis provos viros huiusmodi totiens quotiens vobis videbitur assumendi, et assumptos amovendi, ac alios eorum loco subrogandi...facultatem concedimus...” (*Ibid.*, p. 53)
 - 11) *Ibid.*, p. 127. “inquisitores quoscumque, non tamen per Sedem Apostolicam deputatos...a commisso eis Inquisitionis officio amovendi...facultatem...”
 - 12) *Ibid.*, p. 127. “volumus quod si ab inquisitoribus a te deputatis vel subdelegatis...contigerit appellari, non ad nos, sed ad te debeat appellari...”
 - 13) 原文は、*ibid.*, 137 f.
 - 14) 原文は、Torre, *Documentos*, II, 1950, pp. 119-122.
 - 15) Lea, *op. cit.*, I, p. 572.
 - 16) Lea, *op. cit.*, II, pp. 110 f.
 - 17) *Bulario*, p. 141. “Non obstantibus...litteris, que a sacra Penitentiaria Apostolica hactenus emanassent...pro quibusvis personis...”, “vobis concedimus, ut commissum vobis inquisitionis officium contra quoscumque heresis sive apostasie labe infectos, etiamsi secreta abiurantes exercere libere valeatis.”
 - 18) Lea, *op. cit.*, II, p. 111.
 - 19) 原文は、*Bulario*, pp. 151-153.

V

最後に以上の検討を踏まえてカスティーリャの異端審問制の特質を明らかにしたい。

1478年教書によって王権は教皇から異端審問官任免権を与えられて実際にこれを行行使したが、異端審問という宗教的問題がこのために既存の教会組織の外側で処理されてしまうことを教皇は危惧し始めたに違いない。当時カスティーリャ国内の教会問題をめぐって王権との関係が悪化していた状況の中でコンベルソからの訴えがあり、これが契機となって教皇は異端審問制への介入を強め始め、ここに王権と教皇との対立が始まった。両者の対立は具体的には、(1) 異端審問官任免権 (2) 上訴裁判権 (3) 赦免書という3つの問題をめぐって展開された。結局 (1) と (2) は異端審問長官という第三者に与えられることによって結着がつき、(3) も教皇側が譲歩することで一応の解決をみた。

こうして礎石を据えられたカスティーリャの異端審問制は、その任命の序列からみると教皇→異端審問長官→異端審問官という構造になっており、それは同時に権限の委譲の系列でもある。この点に注目すれば、カスティーリャの異端審問制は教皇権を窮極的な根拠として成り立った教會的制度であるといえよう。¹⁾ そしてかかる点においてカスティーリャの異端審問制は従来の中世的異端審問制と異なる、ということになる。だが現実面においては両者の間にはいくつかの重要な差異があった。²⁾ 第一に、前者には異端審問会議があるが後者にはない。第2に、前者には固定した異端審問所があるが後者にはない。第3に、第2の点と関連して、前者には国王役人が異端審問所の係官として参加しているが、後者にはそれが皆無であるか、極く僅かである。第4に、後者はドミニコ会が実質的にその運営にあっていたが、前者の場合は単に異端審問官としてその成員を供出しているにすぎない。第5に、前者は特定の人物・主義・特権の抑圧に利用されたが 後者は政治的影響を免れていた。第6に、前者は後者に比して大きな権限をもっていた。以上の差異のうち、第1・第3・第5の差異から帰結するカスティーリャの異端審問制の特質は、王権の関与が大きいということである。

異端審問長官は確かに教皇によって任命される。しかしトルケマダを事実上アラゴンの異端審問長官に任命した1483年10月17日の親書は、既述のようにその任命がカトリック両王の要請に基づくものであることを明記している。カスティーリャについても同様であったことはまず確実であろう。だとすれば教皇による異端審問長官任命は、王権が指名した者をそのまま追認するという形式的なものにすぎなかったといえよう。勿論教皇には王権が指名する人物を拒否する権限はあったであろうが、当時のカスティーリャ聖界が王権・教皇の両派に分裂していた訳ではないから、具体的人選の問題で両者間に対立が生ずることはまずあり得ず、教皇は王権の提示する人物をそのまま受入れざるを得なかった、と思われる。このように王権は自己の望む者を異端審問長官にできたという点からみると、教皇が異端審問長官任命権を掌握していることは不都合ではなかった、といえる。しかし任命権には当然のことに任命権者の被任命者への命令権が随伴しているから、異端審問長官

は教皇の命令権下にあることになる。異端審問制を自己の支配下に置くことを目指す王権にとってこれは由々しき問題であった。王権が異端審問長官の設置を構想していたときに既にかかる問題は十分察知されていたであろう。だから王権は異端審問長官の任命を教皇に要請したとき、既にかかる問題を解決する方法を同時に着想していたに違いない。この方法が異端審問会議という王権直属の行政組織を創設し、異端審問長官をその長とすることによって、彼を王権の統率下に組込むことであった。これによって王権は、異端審問長官をその命令権に服する存在とし、これを通じて教皇の命令権を形骸化せんとしたのである。

こうしてカスティーリャの異端審問制は実質的に王権に支配されていったが、同時に王権の利害と強く結びついていた。そもそもそれはコンベルソ問題という国内の政治的不安定の醸成要因となっていた問題を解決するために、王権のイニシアチブによって設立されたものであり、初めから著しく政治的性格を帯びていた。³⁾ 王権は既述のように各地に異端審問所を設立して、フダイサンテ追及の網の目を全国的に拡大していき、その過程でコンベルソの抵抗を圧伏せしめていった。異端審問制は、コンベルソの後にはイスラム教徒からの改宗者であるモリスコ (moriscos)、そしてプロテスタント、照明派 (alumbrados) などの異端を対象として活動を続け、カトリシズムによるイデオロギー的一体性の創出・維持に寄与した。かかるイデオロギー的一体性が政治的安定性の達成を保証し、王権による中央集権化に貢献したことは否定できない。

以上から、カスティーリャの異端審問制は理論的には教皇の権限に基づく教会的制度であるが、現実的には王権に支配され、その利害と結びついたすぐれて世俗的な制度であった、といえるのである。

- 1) このような考え方は18世紀までは疑問なく受け入れられてきた。しかし19世紀に入ってメーストル (J. M. de Maistre) らがスペインの異端審問制を世俗的なものとし、次いでランケ、ギゾー、教会史家ヘーフェレ (Hefele) などが同様な立場に立つに及んで論争が始まった。世俗説に対してはスペインのオルティイ＝ララ (J. M. Ortí y Lara)、ロドリゴ (F. X. García Rodrigo) などが反論したが、これに対してはドイツのガムス (P. B. Gams) が反批判を加えた。Schäfer, *Beiträge zur Geschichte des spanischen Protestantismus und der Inquisition im 16. Jahrhundert*, 3 Bde., Gütersloh, 1902, rep. 1969, I, S. 55-58; Llorca, *La Inquisición*, pp. 115-120; Id., "La Inquisición española, ¿fue un tribunal eclesiástico, secular o mixto?", *Estudios eclesiásticos*, 23, 1949, pp. 23-29. リョルカはシェーファーと『教皇史』の著者パストールとをスペインの異端審問制を教会的・世俗的要素の混交したものとする立場 (混合説) に立つとしているが、「歴史はスペインの異端審問制が実際は国家営造物ではなく、むしろ教会制度であったことを示している」(S. 58) というシェーファーの言葉は、彼が基本的には教会説に立っていることを示している。教会説の眼目はリョルカの次の言葉に要約されている。「異端審問制の主要な権限はローマ教皇から由来している。それ故その性格は基本的に宗教的・教会的なのである」("La Inquisición española," p. 49)。その他に教会説に立つものとして、リー (Lea, *op. cit.*, IV, pp. 248-253)、カメン (H. Kamen, *The Spanish Inquisition*, New York, 1965, pap. ed. 1971, p. 141)、スワレス＝フェルナンデス (Suárez Fernández, *Historia de España*, p. 209) などが挙げられる。カメンの場合、カトリックの史家が世俗説をとることによって教会の責任を免れさせようとするに対する反撥が窺われる。これに対して世俗説をとるものとしては、ロス ("宗教的事柄を扱ってはいるが、現実にはそれ〔異端審問制〕はすべての外的権力から独立した世俗的権力の一部門であった。" Cecil Roth, *The Spanish Inquisition*, 1937 rep. 1964, p.

72), 最近ではベナッサールがいる。後者は「理論的には教皇はスペインの異端審問制を支配しているが、現実的にはそれはスペイン王政の一装置であった」と述べている。B. Bennassar, *L' Inquisition espagnole*, Paris, 1979, p. 76. このように理論面と現実面を分ける考え方は、基本的立場は全く逆だがシェーファーと同じであり、示唆するところが大きい。混合説としては、ピンタ=リョレンテ、「宗教的であると同時に社会的な疾患である異端の絶滅という一般的プランにおける〔教会・国家両権力の〕一体性」を説くロベス=マルティネス (N. López Martínez, *Los judaizantes castellanos y la Inquisición en tiempo de Isabel la Católica*, Burgos, 1954, p. 262), 異端審問制を「国家=教会制度」とするベйнаルト (H. Beinart, "The Converso Community in 15 th Century Spain," in R.D. Barnett ed., *The Sephardi Heritage*, I, New York, 1971, p. 440) がいる。ピンタ=リョレンテは混合説をとりながらも、異端審問制は完全に自立的な組織で独自の法をもち、実際にはローマからも国家からも独立している、というユニークな考えを示している。Pinta Llorente, *op. cit.*, p. 30.

- 2) 以下は, Schäfer, *a. a. O.*, S. 60 f. による。
- 3) 前掲拙稿, 74-75頁。